

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	G-1-006 (改0)
提出年月日	2022年5月31日

東海第二発電所

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

2022年5月

日本原子力発電株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
<p>島根原子力発電所2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書</p>	<p>東海第二発電所 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用 原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について</p>	<p>・発電所名の相違 ・資料名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">1. はじめに 2. 記載方針</p>	・記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）

青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
<p>設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について</p> <p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。</p>	<p>1. はじめに 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）第5条第2項に、設置変更許可本文十一号（以下「本文十一号」という。）の説明資料として、添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」（以下「添付書類十一」という。）が新たに追加されたことから、当該添付書類の記載方針について、以下のとおり検討を行った。</p> <p>2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド」（以下「設置許可ガイド」という。）を参考に、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。</p>	・記載表現の相違
<p>参考 【設置許可ガイド】抜粋</p> <p>(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。</p> <p>4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	<p>参考 【設置許可ガイド】抜粋</p> <p>(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。</p> <p>4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。</p>	・記載方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	品管規則	島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
【補足説明資料】設置許可添付書類十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一号	・記載表現の相違
		変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	
		1. 概要	1. 概要	
		本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設備変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る事項を記載する。	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、発電用原子炉施設の当該設備変更許可申請（以下「本申請」という。）に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る事項を記載する。	
		2. 基本方針	2. 基本方針	
		本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	本説明書では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	
		(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方 法を「3. 設計活動に係る品質管理の実績」に記載する。 具体的には、組織に「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の 方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、 調達管理の方法について「3. 4 本申請における調達管理の方法」に、 文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理」に、 不適合管理について「3. 6 本申請における不適合管理」に記載する。	(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方 法を「3. 1 本申請における設計に係る品質管理の方法」に記載する。 具体的には、「3. 2 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）に、実施する各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、「4. 4 工事に係る品質管理の方法」及び「4. 5 使用前事業者検査の方法」に、 文書管理について「3. 5 本申請における文書及び記録の管理（以下「設計認可申請」という。）における不適合管理」に記載する。	
		(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。 具体的には、組織に「4. 1 その後の工事等の活動に係る品質管理の実績」として、実施する各段階について「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方 法を「3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）に、実施する各段階について「3. 2 本申請における設計の各段階とその審査」に、品質管理の方法について「3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に、「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	
		3. 設計活動に係る品質管理の実績	3. 設計活動に係る品質管理の実績	
		本申請は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	本申請は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	
		添付書類十一号	添付書類十一号	
		添付書類十一号	添付書類十一号	
		1. 概要	1. 概要	
		本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、「4. 1 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	本説明書は、変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、品質管理に関する事項に基づき、「4. 1 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	
		2. 基本方針	2. 基本方針	
		本申請では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	本申請では、本申請における「実施した設計活動に係る品質管理の実績」及び「その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項」を以下のとおり説明する。	
		(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方 法を「4. 1 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審 査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	(1) 設計活動に係る品質管理の実績 「設計活動に係る品質管理の実績」として、実施した設計の管理の方 法を「4. 1 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 2 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 3 その後の工事等の各段階とその審査」に、「4. 4 本申請における設計の各段階とその審 査」に、「4. 5 本申請における調達管理の方法」及び「4. 6 設工認における調達管理の方法」に記載する。	
		(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. 7 その後の工事等の各段階とその不適合管理」に記載する。	(2) その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係る事項については、「4. 7 その後の工事等の各段階とその不適合管理」に記載する。	
		3. 設計活動に係る品質管理の実績	3. 設計活動に係る品質管理の実績	
		本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下とおり実施する。	本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下とおり実施する。	
		3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計及び開発は、第1回に示す「本庁組織及び発電所組織に係る品質管理の方法」並びに開発（「3. 4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主とする組織を第1表に示す。	3.1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。） 設計及び開発は、第1回に示す「本庁組織及び発電所組織に係る品質管理の方法」並びに開発（「3. 3 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主とする組織を第1表に示す。	
		(7) (a) 設計開発計画 (b) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 (b-3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 二 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	(7) (a) 設計開発計画 (b) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 (b-3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 二 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可本文十一号	設置許可本文十一号	島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
			<p>法」に、文書管理について「4.7 その後の設計、工事等における文書及び記録の管理」に、不適合管理について「4.8 その後の不適合管理」に記載する。</p> <p>また、設工認に基づき、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）への適合性を確保するために必要な設備（以下「適合生確認対象設備」という。）の施設管理について、「5.適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。</p>		
			<p>3. 設計活動に係る品質管理の実績</p> <p>本申請に当たって実施した設計に係る品質管理は、発電用原子炉設置変更許可申請書本文における「十一 動力発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「設置許可本文十一号」という。）に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>なお、本申請における設計及び構造に係る業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基べき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基べき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績について、本申請における活動実績に応じて記載する。</p>	<p>3. 1 本申請における設計に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む。）</p> <p>設計及び調達は、第1回に示す本社組織及び発電所組織に係る体制で実施する。</p> <p>また、設計（「3.3 本申請における品質管理の方法」）並びに調達（「3.4 本申請における調達管理の方法」）の各プロセスを主管する箇所を第1表に示す。</p> <p>第1表に示す各プロセスを主管する箇所の長は、担当する設備に関する設計並びに構造について、責任と権限を持つ。</p> <p>3.1.1 設計に係る組織</p> <p>設計は、第1表に示す主管箇所のうち、「3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法」に係る箇所が設計を主管する組織として実施する。</p>	
（責任及び権限）	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	<p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようになる。</p> <p>第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにならなければならない。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）	東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由
(設計開発計画)	7. 3 設計開発	3. 2 本申請における設計の各段階とその審査	7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。 （設計開発レビュー） 第三十条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。 （設計開発レビュー） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。	3. 2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7. 3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 （設計開発レビュー） （設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 （設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。 （設計開発計画） 第二十八条 原子力事業者等は、設計開発計画（以下「設計開発計画」といふ。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	3. 2 本申請における設計の各段階とその審査 本申請における設計は、本申請における申請書作成及びこれに付随する基本的な設計として、設置許可本文十一号「7. 3 設計開発」のうち、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。 （設計開発計画） （設計開発の結果の個別業務等要求事項の策定においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。
(設計開発計画)	7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。 （設計開発レビュー） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。	3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法	7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」といふ。）を実施する。 a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。	3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」及び「3. 3. 2(2) 設計のアウトプット」に対する検証の各段階を実施する。 以下に各段階の活動内容を示す。	3. 3 本申請における設計に係る品質管理の方法 設計を主管する箇所の長は、本申請における設計として、「3. 3. 1 設計開発に用いる情報の明確化」、「3. 3. 2(1) 申請書作成のための設計」及び「3. 3. 2(2) 設計のアウトプット」に対する検証の各段階を実施する。
(設計開発に用いる情報) （設計開発に用いる情報） 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、	7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。 （設計開発レビュー） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。	3. 3. 2 本申請における設計の各段階とその審査	7. 3. 2 設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画） (a) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。（設計開発計画）の計画（以下「設計開発計画」）を策定するとともに、設計開発を管理する。 （b）組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 （b-1）設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	3. 3. 1 設計開発計画の策定 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。 （設計開発レビュー） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。	3. 3. 1 設計開発計画の策定 (1) 組織は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。 （設計開発レビュー） 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理しなければならない。
(品質管理に必要な体制の基準に関する規則) (設計開発計画)	本文十一号	本文十一号	（設計開発計画） 第三十条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理する事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」といふ。）を実施する場合において、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する専門家を参加させなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果に基づき識じた記録を作成し、これを管理する。	（設計開発レビュー） 第三十条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理する事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」といふ。）を実施する場合において、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する専門家を参加させなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果に基づき識じた記録を作成し、これを管理する。	（設計開発レビュー） 第三十条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理する事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」といふ。）を実施する場合において、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する専門家を参加させなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果に基づき識じた記録を作成し、これを管理する。
		（設計開発計画） 第三十条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発計画）といふ。設計開発を管理する事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」といふ。）を実施する場合において、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 （2）組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となつている設計開発段階に關連する専門家を参加させなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果に基づき識じた記録を作成し、これを管理する。			・記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の 保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版）		東海第二発電所 有毒ガス防護	差異理由			
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一				
いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 一 機能及び性能に係る要求事項 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 —	次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能及び性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計開発に必要な要求事項 (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。 —	なお、本申請において上記による活動を実施しない。 (設計開発の結果に係る情報) 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するたために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	明確にする。 (設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせなければならない。 (設計開発レビュー) 第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」と	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設に係る設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。 （設計開発に用いる情報） 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報を明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、前項に掲げるものと同様の情報を用いて適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。 —	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものとしなければならない。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものとしなければならない。 三 合否判定基準を含むものとしなければならない。 四 機器等を安全かつ適正に使用するため不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	明確にする。
品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	・記載表現の相違			
（設計開発計画） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設に係る設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。	（設計開発計画） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設に係る設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。	（設計開発計画） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設に係る設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。				
（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。				
（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。				
（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。	（設計開発の結果に係る情報） 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形態により管理しなければならない。 2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。 3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げるものとしなければならない。				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の
保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

品管規則	設置許可本文十一号	設置許可添付書類十一	差異理由
影響の評価を含む。)を行わなければならない。 4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	(調達プロセス) 第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにはしなければならない。 2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。 この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	す影響の評価を含む。)を行なう。 (4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
-	7. 4 調達 7. 4. 1 調達プロセス 7. 4. 2 調達物品等要求事項 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	7. 4. 1 調達 (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等要求事項」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにはしなければならない。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	3. 3. 4 新検査制度移行に際しての本申請における設計管理の特例 設計を主管する箇所の長が実施する本申請における設計管理の対象となる業務のうち、「原子力利用における安全対策の強化」ための核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した本申請における申請書作成に係る社内手続き又は基本設計に係る調達製品の検証については、設置許可本文十一号に基づく設計管理が適用しない。 3. 4 本申請における調達管理の方法 調達を主管する箇所の長は、調達管理を確実にするために、設置許可本文十一号に基づき以下に示す管理を実施する。 3. 4. 1 供給者の技術的評価 調達を主管する箇所の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根柢として、供給者の技術的評価を実施する。 3. 4. 2 供給者の選定 調達を主管する箇所の長は、本申請における設計に必要な調達を行う場合、調達に必要な要求事項を明確にし、契約を主管する箇所の長へ供給者の選定を依頼する。また、契約を主管する箇所の長は、「3. 4. 1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者を選定する。 供給者に対する品質保証計画書を提出させレビューする。 3. 4. 3 調達管理 調達を主管する箇所の長は、調達に關する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(13. 4. 3 (2) 調達した段落の検証 参照)
（調達プロセス） 第三十五条 原子力事業者等は、調達する物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	7. 4. 3 調達 (1) 組織は、調達する箇所の長は、調達に關する品質保証活動を行うに当たって、以下に基づき業務を実施する。 (1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(13. 4. 3 (2) 調達した段落の検証 参照)	7. 4. 3 調達 (1) 仕様書の作成 調達を主管する箇所の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一号に基づく調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。(13. 4. 3 (2) 調達した段落の検証 参照)	
（調達プロセス） 第三十六条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 七 その他調達物品等に必要な要求事項 八 原子力事業者等が調達物品等の供給者との間で実施する調達物品等要求事項として、原子力事業者等が他の供給者との工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会による当該工場等への立ち入りに関する事項 九 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者から出荷の出荷の可否の確認を実施する。 十 調達物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。 （調達プロセス） 第三十七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 （記録の管理） 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び不適合の記録を容易にし、当該記録を、記録する機器等又は個別業務を実施する機器等が使用され、又は個別業務が実施されることはできないよう、機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 （不適合の管理） 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることはできないよう、機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	7. 4. 4 調達先品質保証監査 (1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 組織は、調達する物品等の供給者の工場等において調達物品等の供給者及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の確認を実施する。 (3) 組織は、調達する物品等の供給者に對し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 （調達プロセス） 第三十八条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 九 原子力事業者等は、調達する物品等の供給者との工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会による当該工場等への立ち入りに関する事項 十 調達する物品等の供給者に對し、調達する物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。 （文書の管理） 第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。 （記録の管理） 第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び不適合の記録を容易にし、当該記録を、記録する機器等又は個別業務を実施する機器等が使用され、又は個別業務が実施されることはできないよう、機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 （不適合の管理） 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることはできないよう、機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	7. 4. 4 調達先品質保証監査 (1) 組織は、調達する組織の長は、調達した段落の検証を行なうために、供給者に對する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確實に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。 (2) 調達した段落の検証 3. 4. 4 調達先品質保証監査 (1) 組織は、調達する組織の長は、調達した段落の検証を行なうために、供給者に對する監査を主管する組織の長は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成し維持するための活動が適切で、かつ、確實に行われていることを確認するために、調達先品質保証監査を実施する。 (2) 調達した段落の検証 3. 5 本申請における文書及び記録の管理 (1) 本申請における文書及び記録については、設置許可本文十一号に定める品質マネジメント文書、それらに基づき作成される品質記録であり、これらを適切に管理する。 (2) 調達した段落の検証 3. 6 本申請における不適合管理 (1) 本申請に基く設計において発生した不適合については、適切に処置を行う。	• 記載表現の相違